

平成23年4月 再就職援助計画及び大量雇用変動届の提出に関する指導・相談件数【速報値】

都道府県	再就職援助計画		大量雇用変動届	
	指 導（※1）	相 談（※2）	指 導（※1）	相 談（※2）
1 北海道	1	4	0	0
2 青 森	2	0	2	0
3 岩 手	0	0	0	0
4 宮 城	0	0	0	1
5 秋 田	1	2	0	0
6 山 形	0	2	1	1
7 福 島	0	5	0	5
8 茨 城	0	2	0	1
9 栃 木	0	4	0	6
10 群 馬	0	0	0	1
11 埼 玉	3	1	0	3
12 千 葉	1	7	2	1
13 東 京	0	51	1	18
14 神 奈 川	0	6	0	1
15 新 潟	0	5	0	1
16 富 山	0	1	0	0
17 石 川	0	0	0	0
18 福 井	0	0	0	0
19 山 梨	0	6	0	2
20 長 野	1	8	0	1
21 岐 阜	0	1	0	0
22 静 岡	0	2	0	0
23 愛 知	3	3	2	3
24 三 重	1	3	0	0
25 滋 賀	0	0	0	0
26 京 都	0	0	0	1
27 大 阪	1	10	0	6
28 兵 庫	0	3	0	1
29 奈 良	0	0	0	0
30 和 歌 山	0	0	0	0
31 鳥 取	0	0	0	0
32 島 根	0	0	0	0
33 岡 山	0	3	0	0
34 広 島	0	2	0	0
35 山 口	0	2	0	1
36 徳 島	0	0	0	1
37 香 川	0	0	0	0
38 愛 媛	0	0	0	0
39 高 知	0	0	0	0
40 福 岡	0	9	0	2
41 佐 賀	0	0	0	0
42 長 崎	0	5	0	0
43 熊 本	0	2	0	2
44 大 分	0	1	0	0
45 宮 崎	0	0	0	0
46 鹿 児 島	0	0	0	0
47 沖 縄	0	0	0	0
全 国	14	150	8	59

※1 原則として、雇用対策法（昭和41年法律第132号）第24条及び第27条に規定されている義務を履行していない場合に事業主に対して行う指導をいう。（例：経済的事情により、一つの事業所において、常時雇用する労働者が1か月以内に30人離職することとなる事業規模の縮小等を行うとする事業主が、最初の離職者の生ずる日の1か月前までに再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長に提出しない場合等）

※2 ※1に掲げるもの以外の相談・助言をいう。（例：記載方法についての助言、提出義務についての周知等）